

## 平成28年度 横手市社会福祉協議会事業計画

### はじめに

急速な人口減少に伴う核家族化の進行や地域社会におけるつながりの希薄化、更には雇用情勢などに起因する引き籠りや家庭内での高齢者・児童の虐待など、複雑で多様な生活福祉課題が年々増加する傾向にあります。

昨年度からスタートした生活困窮者自立相談支援事業：くらしの相談窓口でも各種相談の対応に努めておりますが、直ちに相談者の自立や問題解決には至らないのが現状です。

社会福祉協議会は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行う必要があります、そのためには地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みをこれまで以上に進める必要があります。

平成28年度は、間もなく実施が予定される社会福祉法人制度の見直しを念頭に、第二次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域公益活動の具体化を図るとともに、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化についても検討して参ります。

また、介護事業については統合する訪問介護事業所の円滑な運営に努めるとともに、在宅系各事業所と介護老人福祉施設が相互に連携を図りながら、安定した経営を目指して参ります。

### I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

### II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

## 【法人総務部門】

昨年度は新会計移行や介護報酬改正など法人運営に大きく直面する年度となりました。

引き続き平成 28 年度の法人総務部門の経理関係では、社会福祉法人制度をめぐる動向の対策や新会計移行後の透明性の高い健全運営に努めます。

人事・労務関係では、現在の事業内容及び運営体制などの見直しを図り、体制に応じた「人材確保・人材育成・職場定着」の取り組みを図ってまいります。また、労働安全衛生法改正に伴うストレスチェック制度の実施やマイナンバー対策の更なる強化等を図ってまいります。

介護保険事業関係では、法人の財政基盤を支える大きな柱であり、サービスの質の把握・改善に関する組織的な取り組みを行い、収益性の向上や重度者対応を可能とした特徴あるサービスを推進してまいります。

### 1. 総務、事業関係

#### (1) 役員会、委員会等

正副会長会・理事会・監事会・評議員会を定期的に開催し、法人の経営に関する意思を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

① 正副会長会	年 3 回
② 理事会	年 3 回
③ 監事会	年 2 回
④ 評議員会	年 3 回
⑤ 総合企画部会	年 2 回
⑥ 地域福祉部会	年 2 回
⑦ 事業経営部会	年 1 回
⑧ 苦情解決第三者会	年 1 回
⑨ 資金貸付事業運営委員会	年 2 回
⑩ 広報委員会	年 3 回

#### (2) 組織と職員体制

効率的、効果的な組織体制の実現に向けて、職員一人ひとりの意識の向上を図ります。

#### (3) 役職員研修

社協の現状を認識のうえ、今後の健全な社協運営に必要な研修を実施し、役職員の資質の向上に努めます。

- ① 役員研修 年 1 回
- ② 職員研修 年 1 回

#### **(4) 健全運営に向けた取り組みについて**

法人の安定した財政基盤をつくるため、組織改革および事業や活動全体の精査を進め、費用対効果を意識した事務事業の推進に努めます。また、老人福祉施設の大規模修繕を含めた中長期的な財政計画の具体的な検討を進めてまいります。

#### **(5) 規程関係の見直しについて**

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、社会福祉法人制度改革に伴う定款等の変更を適切に行います。

#### **(6) 職場の安全衛生について**

従来通り衛生委員会の開催や職員の福利厚生事業を継続的に進めてまいります。また、ストレスチェック制度の義務化に伴い、法人における実施体制を整備しながら制度の導入・実施を円滑に行うことにより、職員個々のストレスの低減・改善に努めてまいります。

#### **(7) ホームページの運用について**

24年3月より立ち上げた社協のホームページも27年度に改修を行い、4月からリニューアルしたホームページを開設いたします。様々な端末からホームページを閲覧しやすいレスポンスウェブデザインを採用したホームページとなりましたが、リニューアルを実施したことによる効果等の把握・検証を行いながら、今後も適切な情報の発信、公表を行ってまいります。

## **2. 指定管理事業関係**

### **(1) 指定管理施設**

社協らしい運営方針と体制整備を図り、より地域に密着した施設として健全な運営に努めます。

- ① 十文字町健康福祉センター (平成26年4月1日～平成31年3月31日)
- ② 山内ほっとパレスゆうらく館 (平成26年4月1日～平成31年3月31日)
- ③ 大雄地域福祉センター (平成26年4月1日～平成31年3月31日)

### 3. 介護保険事業関係

#### <在宅部門>

##### (1) 訪問介護事業所（障害者居宅介護事業所）

(事業目標)

- 訪問介護サービスを必要とする方々に対し、住み慣れた地域において、その個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を提供いたします。また、地域に根ざした事業所として、利用者様に「安心と安らぎ」をお届けするため「笑顔と真心」をもってサービスの提供に努めます。

①横 手 365日(6:00~22:00)

##### <他受託事業>障がい者地域生活支援事業：移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

##### (2) 通所介護事業所（障害者基準該当生活介護事業所 ※康寿館・十文字）

(事業目標)

- 利用者様の心身の状態に合わせた援助及び機能訓練を行うことで、安心して在宅生活を継続するための支援を目指します。また、「笑顔・思いやりの心・チームワーク」を大切に、利用者様やご家族様の意向に沿ったサービスの提供に努めます。

①康寿館 月～土(8:30~17:30内の7時間~9時間の範囲)  
②平寿苑 毎 日(8:30~17:30内の7時間~9時間の範囲)  
③雄風荘 ④十文字 月～土(8:30~17:30内の5時間~7時間の範囲)  
⑤大 雄 月～金(8:30~17:30内の5時間~7時間の範囲)

##### <他受託事業>障がい者地域生活支援事業：障がい児者デイサービス事業

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供するものです。

○事業所 康寿館通所介護事業所

##### (3) 居宅介護支援事業所

(事業目標)

- 利用者様が住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう「親切・丁寧・迅速」な対応に努めます。また、地域住民や民生委員、福祉協力員等関係者とのつながりを大事にし、信頼される事業所を目指します。

①横 手 ②平寿苑 ③十文字 月～土(8:30~17:30)

④雄物川 ⑤山内 ⑥西部（大森福祉センター）月～金（8:30～17:30）

#### （４）訪問入浴介護事業所

（事業目標）

- 利用者様の身体状況に応じた「安心・安全・快適」な入浴を提供することで、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るための援助を行います。また、関係機関との連携により、安心した在宅生活ができるよう支援します。

①横手 月～金（8:30～17:30）

#### <他受託事業>障がい者地域生活支援事業：訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車輛による訪問入浴サービスを提供するものです。

#### <介護老人福祉施設部門>

（施設理念）

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

- 施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくり、地域開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉育成に貢献します。

#### （１）特別養護老人ホーム 平寿苑 特養50床・短期入所10床

（居宅介護支援事業・通所介護事業・ケアハウスいずみの里）

（施設目標）

- 利用者様の日常生活能力の維持・向上のため、関係機関やボランティア活動の積極的受入、地域との連携・共同により、施設機能が最大限発揮できるよう、施設運営並びに介護サービス等の向上を図る。また、接遇マナーのさらなる向上により、利用者様やそのご家族様とより良好な関係を築くとともに、状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

#### （２）特別養護老人ホーム 雄水苑 特養50床・短期入所8床

#### （３）特別養護老人ホーム 雄水苑ユニット 特養30床

（施設目標）

- 利用者様のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地

域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく地域住民と共に歩む施設運営を図ります。

**(4) 特別養護老人ホーム 憩寿園** 特養58床・短期入所 8床

(施設目標)

- 傾聴、共感を心がけ、社会の功労者である利用者様を敬い「安全・安楽・安心」を基本として、笑顔に満ちた家庭的な雰囲気と、地域に根付き地域住民とともに歩む施設を目指します。また、福祉のプロとしての自覚を持ち、よりよい介護を常に「創意・研究・実践」する施設運営を心がけ、全職員が一体となった介護サービス等の向上を図ります。

## 【その他】

### 4. 内部会議及び研修等

#### (1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じる事が少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

#### (2) 福利厚生委員会

スポーツや趣味等の交流を通して、職員間のコミュニケーションと心身のリフレッシュを図ることを目的とした、各種交流活動を企画、実施します。

#### (3) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

#### (4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生等の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

## 【地域福祉部門】

「第二次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の推進委員会が設置されたことにより、平成28年度は本格的な推進の年となるため、市民や地域、関係機関等との協働による「みんなが主役！人にやさしいまち横手」の実現に向けて、次の地域福祉活動を重点的に推進します。

- ◎小ネットワーク活動やいきいきサロン活動、各種相談事業等を通じて地域の実情を把握すると共に、個別・地域支援を行う専門職としてのスキルアップに努めながら、総合相談支援体制の充実を図ります。
- ◎地域住民や児童・生徒等の福祉教育活動及びボランティア活動の支援と人材育成を図り、地域を基盤とした福祉活動や福祉のまちづくりへの参画を促進します。
- ◎制度外ニーズや複合型問題に対応するため、社会資源の活用と多職種連携を意識した生活支援サービスの開発に努めます。

### <地域福祉推進事業>

#### ○地域福祉活動推進事業

##### (1) 福祉ネットワーク活動推進事業

住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題の解決に向けた住民同士、また地域の福祉関係者、関係機関・団体との連携による住民主体の福祉活動を推進する。また、関係機関・団体等の連携強化や福祉活動のコーディネート・支援等を目的に、各種会議・研修会、事業に参加する。

##### ①福祉ネットワーク活動推進事業

- ◆内 容 各地域の実情に応じた事業(小ネットワーク会議、要援護者等調査、認知症徘徊見守り活動、住民支えあいマップの作成・更新など)、各種機関・団体等が行う会議や研修会への参加、各種機関・団体等との連携強化及び事業への参画など
- ◆実施期間 通年

##### ②福祉ネットワーク活動強化事業

- ◆内 容 全国レベルの会議及び研修会への参加、他職員への伝達講習、近隣市町村社協との合同研修会など
- ◆実施期間 通年

##### (2) 福祉協力員活動推進事業

地域福祉活動や社協事業を円滑に進めるため、各町内に福祉協力員を置き、地域の福祉関係者や関係機関・団体等と連携しながら、福祉協力員及び福祉協力員会活動を推進する。

##### ①福祉協力員会活動の推進

- ◆内 容 福祉協力員会活動の推進(事務担当)、各地域の実情に応じた事業(会長・事務局・担当者会議)、活動費の交付(福祉協力員1人につき5,000円を基準に交付)、ボランティア活動保険の加入手続き、福祉ネットワーク活動推進事業等との一体的な推進など
- ◆実施期間 通年

## ②福祉協力員会運営委員会の開催

- ◆内 容 福祉協力員会活動に関する情報交換、社協事業に関する意見交換など
- ◆実施月 7月、2月（年2回）

## ○ボランティア活動推進事業

### （1）ボランティア活動支援事業

住民主体の福祉活動を推進するため、市民のボランティア活動への参画に向けた啓発活動やボランティア活動者・団体の支援及び活動調整を行う。また、災害時や降雪時の市民及びボランティアのニーズに対応できる体制の整備と実践を行う。

#### ①ボランティア活動啓発事業

- ◆内 容 ボランティア活動の支援・相談対応、各地域の実情に応じた活動支援及び事業(ボランティア団体等の活動支援及び情報交換、マッチング作業、ふれあい農園事業、父ちゃんの楽校、ふくし探検隊など)、ボランティア登録手続き、ボランティア保険加入事務、ボランティア情報の発信、災害ボランティアセンターの設置(災害時)など
- ◆実施期間 通年

#### ②除雪ボランティア事業

- ◆内 容 利用対象者の調査、除雪ボランティア活動のマッチング、除雪作業など
- ◆実施期間 12～3月
- ◆対象者 利用者：単身高齢者・高齢者世帯、単身身体障害者世帯など

## ○生活相談事業

### （1）相談所開設事業

身近な相談窓口として各相談所・窓口を開設し、行政や関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる生活課題・問題の解決支援に努めるほか、必要な福祉サービスの開発について検討する。

#### ①無料法律相談所の開設

- ◆内 容 弁護士による法律に関する相談への対応など
- ◆実施期間 通年（横手地域は毎月、横手以外の地域では3ヵ月に1回開設）

#### ②無料税務相談所の開設

- ◆内 容 東北税理士会横手支部会員による税に関する相談への対応（会場は横手市交流センターY<sup>2</sup>ぷらざ）
- ◆実施日時 通年（毎月第2木曜 ※8月のみ第3木曜日）

#### ③横手市くらしの相談窓口出張所の開設【新規事業】

- ◆内 容 地域福祉担当者・市くらしの相談窓口担当者との連携による生活に関する相談への対応及び適切な専門機関等への橋渡しなど（横手地域以外で実施）
- ◆実施期間 通年（各地域で3ヵ月に1回開設）

## (2) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通が他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員や市くらしの相談窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行う。

### ①たすけあい資金貸付・償還事務

- ◆内 容 生活に関する相談対応、資金貸付に関する事務、償還指導など
- ◆対 象 者 市内に居住し、生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難で、資金貸付及び援助指導により、経済的な自立が認められる世帯（原則世帯主）
- ◆実施期間 通年

### ②資金貸付事業運営委員会の開催

- ◆内 容 資金貸付事業に関する調査及び協議、資金貸付及び償還状況の確認、援助指導及び償還指導に関する意見交換、償還免除等に関する協議など
- ◆実 施 月 10月、3月（年3回）

## (3) 車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、他からの借入れが困難な場合に、一時的に車いすを無償で貸与する。また、地域の講座やイベント、学校が行う福祉学習等への貸出も行う。

- ◆内 容 車いすの貸出、車いすの補修など
- ◆対 象 者 市内の高齢者や障がい者と同居する世帯、講座やイベント主催者、学校など
- ◆実施期間 通年

## ○社協活動啓発事業

### (1) 広報啓発事業

市民や地域等に社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動、福祉・介護に関する情報などを発信し、社会福祉協議会への理解促進や地域福祉活動への参画を推進する。

#### ①社協だよりの発行

- ◆内 容 横手市社協だよりの発行(全号8ページ、フルカラー版3回、2色カラー版3回)、広報担当者会議の開催など
- ◆実 施 月 社協だよりの発行：6月、8月、10月、12月、1月、3月  
広報担当者会議：随時

#### ②センターだよりの発行

- ◆内 容 センターだよりの発行（雄物川、大森）
- ◆実 施 月 4月

#### ③広報委員会の開催

- ◆内 容 広報活動(社協だより、ホームページ等)に関する企画及び編集に必要な協議、広報活動に対する評価など
- ◆実 施 月 5月、10月、2月（年2回）

## (2) 社協会員募集事業

各世帯や福祉関係者、企業等より社協会員を募集し、地域の福祉課題やニーズに基づく地域福祉事業への参画を促すと共に事業の財源を確保する。

- ◆内 容 社協会員の募集に関する事務、福祉協力員等を対象とした説明会の開催、企業等関係各位への協力依頼、社協会員募集方法・規程等の見直しなど
- ◆実施期間 通年（ただし、7～9月を会員募集強調期間とする）

## (3) 社会福祉大会開催事業

地域の福祉に関する意識の高揚を図るために、社会福祉の発展に貢献された皆様の顕彰と地域福祉活動の実践発表、福祉に関する講演等による社会福祉大会を開催する。

- ◆内 容 式典（社協会長表彰、大会宣言等）、講演（福祉分野に関する内容）、地域福祉活動・福祉教育活動実践発表等（会場は秋田ふるさと村ドーム劇場を予定）
- ◆対 象 者 市民、福祉関係者、福祉団体など
- ◆実 施 月 10月

## (4) 福祉活動評価事業

社会福祉協議会が行う地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な推進のため、事業の評価・見直し等を行う。また、市と協働しながら第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進する。

### ①社協事業評価検討会議の開催

- ◆内 容 福祉センター（施設含む）ごとに社協事業の評価・見直し、地域の福祉課題・ニーズの把握と解決に向けた検討など
- ◆対 象 者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者など
- ◆実 施 月 通年（各地域年2回）

### ②地域福祉活動計画推進事業

- ◆内 容 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催、計画に基づく事業・サービス等の検討など
- ◆実施期間 通年（推進委員会は年4回開催する予定。実施日時は市と協議）

### ③地域福祉部会の開催

- ◆内 容 地域福祉事業の評価・見直し、地域の福祉課題・ニーズの把握、社協事業評価検討会議を踏まえた地域福祉事業の検討など
- ◆実 施 月 6月、2月（年2回）

## ○福祉団体支援事業

### (1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体の事務や活動助成金の交付等の活動支援を行う。

#### ①福祉団体事務の支援

- ◆内 容 福祉団体事務の支援
- ◆対象団体 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会・市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会並びに各地区手をつなぐ育成会

◆実施期間 通年

#### ②福祉団体助成金の交付

- ◆内 容 福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む）
- ◆対象団体 市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、市老人クラブ連合会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会
- ◆実施期日 7月

### <共同募金配分金事業>

#### ○福祉のまちづくり事業

##### （1）いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めることを目的とした地域の自主的なサロン活動を支援し、住民主体の福祉のまちづくりを進める。

##### ①いきいきサロン活動の支援

- ◆内 容 サロンの運営・活動に関する支援、サロンを基盤とした見守り・支えあい活動の推進、活動助成金の交付(条件を満たすサロンに年額60,000円を上限に交付)、サロン通信の発行など
- ◆サロン数 123サロン（横手：60、増田：4、平鹿：13、雄物川：10、大森：5、十文字：12、山内：8、大雄：10、障がい児サロン：1）
- ◆実施期間 通年

##### ②いきいきサロン関係会議の開催

- ◆内 容 各地域のいきいきサロンの推進を目的とした関係会議の開催(下記のとおり)
- ◆実 施 月 通年（各地域年1～2回開催）

#### ○福祉教育活動推進事業

##### （1）福祉教育活動推進支援事業

福祉教育活動や地域との交流活動等の支援を通して児童生徒の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動の担い手として育成と参画を推進する。

##### ①福祉教育活動推進校支援事業

- ◆内 容 福祉教育活動推進校の指定、福祉体験学習や地域・施設との交流活動等の支援、活動助成金の交付(推進校に年額40,000円を上限に交付)。
- ◆実施期間 通年
- ◆推 進 校 23校（横手：8、増田：3、平鹿：3、雄物川：2、大森：1、十文字：3、山内：2 大雄：1）

##### ②ふれあいの手紙事業

- ◆内 容 児童と単身高齢者との手紙やはがきによる交流
- ◆対 象 者 市内の小学生及び単身高齢者（各地域で学年、年齢を設定）
- ◆実 施 月 冬季（12～2月で各地域で設定）

### ③福祉標語事業

- ◆内 容 福祉に関する標語の募集（学校へ協力依頼）、優秀作品の選考（事務局選考、最終選考会）、優秀作品の表彰（社会福祉大会の席上で表彰予定）
- ◆対 象 者 市内の小学生（4～6年生）、中学生（全学年）
- ◆実 施 月 6～7月（募集期間）、8～9月（選考）

## （2）福祉出前事業

地域や学校等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、市民や児童生徒等の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動への参加を促進する。

- ◆内 容 福祉に関する講座や研修等への講師及び職員の派遣、企画の提案など
- ◆対 象 者 市民、町内会・自治会、学校（福祉教育活動推進校は除く）、事業所、福祉団体など
- ◆実施期間 通年

## ○共同募金運動啓発事業

### （1）共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行う。

- ◆内 容 横手市共同募金委員会の運営事務（各地域含む）、赤い羽根共同募金運動及び募金百貨店プロジェクト等への協力、県共同募金会主催の会議・研修等への参加など
- ◆実施期間 通年

## <市受託事業>

### ○自立相談支援事業

#### （1）自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援等を実施すると共に、地域における支援体制を構築して生活困窮者の自立を促進する。

- ◆内 容 相談窓口の設置（横手市役所本庁舎内）、出張・訪問相談・支援の実施、関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発、支援調整会議の開催、地域福祉事業との連携、各種研修会への参加など
- ◆対 象 者 市民（支援対象者：生活困窮者であり、かつ本事業の支援が必要と認められる者）
- ◆実施期間 通年

## ○ふれあい安心電話システム推進事業

### (1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通じて、孤独感や不安感の解消などを図る。

- ◆内 容 端末機等の保守管理、協力員に関する事務、利用申請者の調査、利用に関する説明会等の開催、相談対応及び安否確認など
- ◆対 象 者 単身高齢者世帯、高齢者世帯など
- ◆保有台数 293台（増田：41、平鹿：31、雄物川：38、大森：28、十文字：99、山内：21、大雄：35）
- ◆実施期間 通年

## ○障がい者社会参加促進事業

### (1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア、学生等がスポーツによる交流を通じて、障がい者への理解と社会参加を促進する。また、実行委員会を設置し、事業の企画運営を行う。

- ◆内 容 輪気愛相スポーツ交流会の開催、実行委員会の開催(会場はさかえ館を予定)
- ◆対 象 者 参加者：障がい者、ボランティア、学生、市民など  
実行委員：障がい者並びにボランティア代表者（15名程度）
- ◆実 施 月 10月（実行委員会は8～9月に3回開催）

### (2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得ながら声の広報及び点字広報を作成し配布する。

- ◆内 容 横手市広報及び横手市議会だより等の声の広報及び点字広報の作成と配布  
(作成者：声の広報…朗読ボランティアまんさくの会、点字広報…六星会)
- ◆対 象 者 視覚障がい者等で必要とされる方
- ◆実施期間 通年

## ○在宅介護支援センター事業

### (1) 在宅介護支援センター事業

在宅の要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を目的に、在宅介護に関する相談対応や介護等に関する必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

- ◆内 容 要援護高齢者の実態把握、保健福祉サービスに関する情報提供、在宅介護に関する指導及び助言、公的サービスの申請手続きの代行、保健・医療・福祉・介護に関わる機関等との連絡調整など  
(横手・雄物川・十文字・山内福祉センター、平寿苑に設置)
- ◆対 象 者 市内に居住する介護保険第1号被保険者またはその家族・親族
- ◆実施期間 通年

## ○自立者支援通所事業

### (1) ミニデイ事業

高齢者の孤立感の解消と自立した生活の助長、介護予防等を目的に、趣味活動や送迎・入浴サービス、健康づくりなどを行う。

- ◆内 容 教養・趣味活動、介護予防活動、送迎、入浴、昼食など
- ◆対 象 者 概ね60歳以上の単身高齢者等
- ◆実施期間 通年（各地域で週1～5日開催）

## ○家族介護者交流事業

### (1) 家族介護者交流事業

在宅で要介護高齢者の介護に携わっている家族等を対象に、相互の親睦と情報交換を図るとともに、介護から一時的に解放され、日頃の疲れを癒し、心身のリフレッシュを図る。

- ◆内 容 観劇、入浴、昼食交流など（会場は市内及び市外の温泉施設等を予定）
- ◆対 象 者 市内に居住し、要介護3・4・5と認定された方を在宅で介護されている家族等（ただし、老人福祉施設等への入所・入居や医療機関等への入院等により、日常的に在宅で家族の方が介護をしていない場合は除く。）
- ◆実 施 月 10月、11月（年4回）

## <県社協受託事業>

## ○生活福祉資金貸付事務事業

### (1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付すると共に、民生委員や市くらしの相談窓口等と連携しながら必要な相談支援を行う。

- ◆内 容 生活に関する相談対応、資金貸付に関する事務、県社協が行う償還指導への協力など
- ◆対 象 者 市民（低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、離職者など）
- ◆実施期間 通年

## ○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

### (1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が弱まってきた高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

- ◆内 容 専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理・書類等の預かり、生活支援員研修会の開催など
- ◆対 象 者 判断能力が弱まってきた高齢者、知的障がい者、精神障がい者
- ◆実施期間 通年